

【ほうしゃのう情報テーブル】 11／11(土) 山崎知行 仙台講演会 ほか

11月11日(土) 13時30分より、山崎知行医師の講演会を開催いたします。会場は仙台市内の東北教区センター「エマオ」です。福島原発事故以降の12年間、福島に通い続け、現地の保護者や子どもたちの小さな声を聞き続けてきた山崎医師から見た現状。そして、「いずみ」の甲状腺検査を支えて下さっている寺澤政彦医師によるコメント、クロストークも予定しています。ぜひ足をお運びください。

10月1日(日)、宮城県内の地方紙・河北新報朝刊に「止めよう！女川原発再稼働」の意見広告が紙面一面を使って掲載されました。「ストップ！女川原発再稼働」意見広告の会、呼びかけの運動を全国みなさまのご支援のおかげで実現できました。みなさまのご参加、ご支援に「いずみ」からも御礼申し上げます。ありがとうございました。

9月8日(金)「ALPS処理汚染水差止訴訟」が福島地裁において提訴されました

マスメディアではあまり報道されていないようですが、福島県や東京都など、1都5県在住151名の住民が福島第一原発からの「ALPS処理汚染水」海洋放出差し止めを求めて国と東京電力に対し提訴しました。第二次提訴も予定され、今後追加提訴される見込みです。

裁判を支援する会も立ち上げられる予定です。ご注目、ご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

ALPS処理汚染水差止訴訟原告団
公式サイト QRコード



今後の予定 (詳細はいずみホームページをご確認ください)

11月4日(土) 第89回 甲状腺エコー検査 in なとり (名取教会)

11月11日(土) 福島に通い続けた医師 山崎知行 仙台講演会 with Dr.寺澤

11月25日(土)-26日(日) 第90回 甲状腺エコー検査 in せんだい



「いずみ」の活動は国内外の支援活動によって支えられています。この活動を続けていくためにみなさまのご支援、ご協力をお願いいたします。献金、ご支援は下記専用口座をご使用下さい。

ご支援のお願い

送金先金融機関 ゆうちょ銀行

口座番号 02270-2-114887

加入者名 いずみの会

通信欄に 会費(一口2000円)、または、献金(支援)とお書き下さい。

運営委員長 布田秀治(いずみ愛泉教会)

運営委員 小林 休(鳴子教会) 鈴木のぞみ(川俣教会)
寺田 進(原町教会) 布田秀治(いずみ愛泉教会)

協力委員 保科 隆

顧問 篠原弘典(原子核工学専攻)

スタッフ 会津かよ子 服部賢治

会計協力 渡辺広衛

日本キリスト教団東北教区 放射能問題支援対策室いずみ

UCCJ Tohoku District Nuclear Disaster Relief Task Force "IZUMI"
〒980-0012 仙台市青葉区錦町1丁目13-6
TEL/FAX 022-796-5272

メールアドレス izumi@tohoku.uccj.jp
ホームページ <http://tohoku.uccj.jp/izumi/>



日本キリスト教団東北教区放射能問題支援対策室いずみ ニュースレター第21号 2023年10月11日発行

いずみ

題字 丹治正雄氏

これからも変わらぬご支援を

東北教区放射能問題支援対策室いずみ 運営委員長 布田 秀治

前号でお知らせしました「いずみ」の活動を今後5年間継続することが認められました。2023年5月4日-5日に開催された東北教区総会において決議されました。皆様からの熱いご支援とお祈りに感謝いたします。2024年4月から甲状腺検査を中心に据えた活動にシフトすることになりました。これからの活動のために、甲状腺エコー検査機器の買い替えを検討しています。それによって、ますます性能をアップし、正確な検査が実施されることと期待しています。

「いずみ」では2013年12月から甲状腺検査を実施してきました。この10年を前半と後半に分け、比べてみますと少し変化があります。2019年3月までと4月からで、A1が50.5%から47.5%へ。A2が48.5%から48.7%へ。そして、Bが1%から3.8%に増加しています。一概に統計を比較することはできませんがチェルノブイリ原発爆発「事故後5年ごろから甲状腺がん以外の内臓疾患なども増えてきた」という事例もあり、今後の推移を注視していかなければと思っています。

ご承知のように、私たちを取り巻く原発回帰への急舵状況は暗闇に向かっていているように見えます。女川原子力発電所は住民の安全な避難が困難であるにもかかわらず再稼働に向かっています。

8月24日から始まった「汚染水の海洋投棄」について、京都大の今中哲二さんは「すぐ中止。取るべき策ある」と発言しています。そして「薄めても放射性物質が無くなるわけではない。放射性廃水は大きなタンクで貯蔵するか固化し、東電の



甲状腺エコー検査の様子

責任で長期保管すべき」と指摘しています。海渡雄一弁護士は「国連海洋条約とロンドン条約に違反する行為で、一日も早く止めなければなりません」と訴えています。福島原発は格納容器が壊れたため、その冷却水は「溶融核物質による汚染水」であり、それを海に流した事例はなく、世界に例を見ない日本による故意の「犯罪行為」である、と。今、国を挙げて「情報コントロール」が展開され、マスコミも国や東電に依拠した情報を無批判に流し続けているように思えます。

「いずみ」の活動はこれからの人の「いのち」に関わることです。神さまが与えてくださっている一人ひとりの大切なかけがえのない命を守るために、「いずみ」は批判的に情報を読み取って提供していきたいと願っています。これからも「いずみ」への変わらぬご支援をお願いします。

2023年 9月記

—事故処理の負の連鎖に新たな愚策が加わった—

2023年8月24日、福島第一原発の敷地に溜まり続けるトリチウムやストロンチウム90を含んだ汚染水の海への放出が始まった。

2015年に福島県漁業協同組合連合会が提出した要望書に対して政府・東京電力（以下、東電と略）は「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」と文書で回答していたのだが、漁業者からの了解が得られないままでの開始だった。今後30年間続けられると言う。

12年前の東日本大震災を契機にしてそれまで起こらないとされていた原発での炉心溶融事故が福島で起こった。大量の放射能が蓄積した核燃料集合体が高温で溶け落ち、格納容器の底部に蓄積した。（今でもどの様な状態になっているのかは不明のまま）溶融燃料は発熱しているために絶えず水を注入して冷やし続けなければならない。それが「放射能汚染水」を作り出している。しかも福島原発は阿武隈山地の河岸段丘の砂地を削って建設されているために地下水が豊富で、震災で建物の止水機能が損なわれてしまった原発の内部に流入して、それも汚染水を発生させる原因になっている。（下図参照）

だから汚染水をこれ以上増やさないためには、溶融燃料から発生する熱量が低下してきているので、水で冷やす方法から空冷式に変更する対策と地下水の流入を防ぐ強固な構造の遮水壁を事故炉の周りに作る必要があるのだが、それらは後手に回っている。この地下水流入を防ぐ壁について、東電は地面に冷媒を流すパイプを打ち込んで土を凍らせて止水する「凍土壁」という工法を採用したが、2018年に完成したこの壁は完全には地下水を防げず、「氷のすだれ」と揶揄されている。

この大量に発生している「放射能汚染水」は放射能を取り除くALPSと呼ばれる装置を通して放射能を除去して敷地内のタンクに貯蔵されているのだが、トリチウムという放射能はこの装置では除去出来ず、ストロンチウム90やヨウ素129なども完全には除去出来ておらず、2023年7月時点で溜まっている汚染水130万トンのうち約70%は国の基準を超えた濃度になっている。

東電はこの汚染水を海に流す前に、もう一度ALPSで処理して残っている放射能を除去すると言っているのだが、はたしてその結果がどうなるのかが問題だし、濃度を基準値以下にするために

海水で薄めて放出するという濃度規制にも問題がある。放射能は薄めても無くなるわけでもなく、30年間に放出される総量は変わらない。（汚染水の発生を防ぐ方法が実現出来なければその量は更に増え続ける）その総量によって海洋は汚染されるのだ。IAEA（国際原子力機関）は基準値以下に薄めて放出すれば問題は無いと安全性にお墨付きを与えたが、生体濃縮の連鎖を通して放射能が人間界にどの様な形で帰ってくるか断言できるものではない。

トリチウム（三重水素）という放射能は水素の同位体で原子核が陽子1個と中性子2個で出来ている。水素（陽子1個）と重水素（陽子1個と中性子1個）は放射能を出さないが、トリチウムはβ線を出すので厄介なのだ。水の形で存在し人体に入り込む。エネルギーの小さいβ線だし人体に取り込まれても短時間で排出されるから問題はないと言われるが、人体に入り込み細胞に至近距離からβ線を浴びせるのだから、影響が皆無だとは言えない。その様な放射能が海を汚染していくのだ。トリチウムの半減期（放射能が半分になる時間）は12年なので、その10倍の120年経てば放射能は千分の1に減って無視できる値になる。その間、環境に出ないよう厳重に保管管理するのが放射線防護の原則なのだが、それをあえて海に放出してしまおうというのだ。

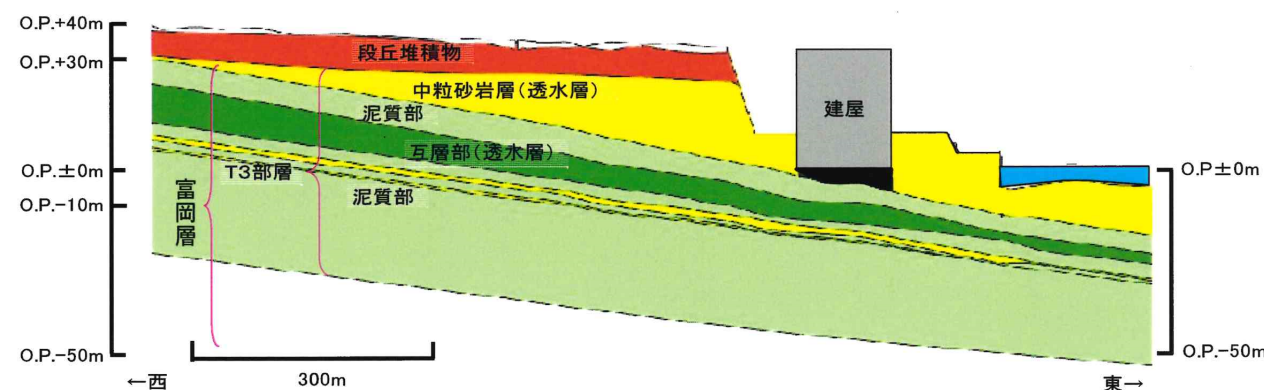
国や東電は福島第一原発の敷地内のタンクに溜まり続ける放射能汚染水の海洋放出を行うのは「廃炉と復興を進めるためだ」と言うのだが、汚染水の処理・処分の方法が検討されてくる過程の中で、「固化処分」や敷地外の保管場所の確保などの様々な提言がなされてきた。しかし放射線防護の観点から選択すべき方法を取らず海洋放出を強行したのは、それが安価・安易な方法だと判断したのだろうが、すでに出始めている漁業者の被害などを見れば、決して安価などとは言えないのだ。

福島原発事故の処理をめぐっては放射能汚染への対処方法や避難者の救済などの政策で、想像力の欠如から負の連鎖の判断が繰り返されてきたが、今回の放射能汚染水の海洋放出も愚策なのだ。放出開始にあたって岸田文雄首相は30年間政府が責任を持つと公言したが、誰が30年の不変を保証出来るのか。原子力をめぐっては高速増殖炉「もんじゅ」の問題や六ヶ所再処理工場の完工時期の問題で先送りを繰り返し、多額の国費を浪費してきた歴史を見続けてきている。

今繰り返す愚策をやめ、放射能汚染水の海洋放出を中止し、関係者の意見を良く聞き、問題の根本的な解決を図ることが大切なのだとつくづく思うのだ。

2023年 9月記

福島第一原発の地質構造



東京電力公表資料 「資料3・福島第一原子力発電所周辺の地質・地下水および解析」より（20130823）



2023年6月20日 福島県庁前でのスタンディングアピール（汚染水を海に流すな6.20福島行動～これ以上海を汚すな！市民会議主催）



【開催報告】心と体をリラックス！ 第16回 親子短期保養プログラム in 北海道

第16回保養プログラムのご報告

日本基督教団北海教区東日本大震災支援委員会 委員長 菊地啓示

東日本大震災から12年と半年が経過しましたが、政府による「復興」が進められてきた反面、東北・奥羽の地には今なお放射能への不安と恐れを抱きながら暮らす方々が多くおられます。“出来るならば短期間でも〈日常〉を離れて、被曝を気にせずリラックスして過ごしたい…”。そのような願いにお応えしようと、8月4日（金）から8日（火）まで、北海道・札幌にて「『心と体をリラックス』第16回親子短期保養プログラム」が開催されました。

このプログラムはこれまでほぼ毎年実施されてきましたが、諸事情により次年度からの開催が見通せないことから、今回は希望された、福島県内在住10組32名の親子“全員”に参加していただくよう計画し、準備したものです。北海道内の教会が祈りを合わせ、献金をささげながら、東北教区放射能問題支援対策室いずみと共催で、そして、日本キリスト教団奥羽教区や東北教区の協力に加え、カトリック正義と平和仙台協議会の支援をいただくことで実施することができました。



日程	プログラム
8月4日（金）	午後、札幌到着。夜、歓迎夕食会。
8月5日（土）	午前、北大での野外レクリエーション。 午後、フリー。
8月6日（日）	フリー。
8月7日（月）	午前、エスコンフィールドでの見学ツアー。午後、北広島教会でのジンギスカン。野外あそび。夕方、分かち合い。
8月8日（火）	午前、センターでのお別れの集い。 夕方、仙台空港で解散。

初日夕方の「歓迎夕食会」では当地の食材を使った夕食やデザートをいただき、翌5日（土）の午前中は北海道大学に出かけて広大なキャンパス全体を使つての「ビンゴ大会」を楽しみました。その後、6日（日）夜までの「フリータイム」は、各々目当ての場所を訪れたり、北の美味しさを色々と味わう時となったようです。最終日前日の7日（月）には、この春開業したプロ野球日本ハムファイターズの新しい本拠地「エスコンフィールド」の見学ツアーを満喫して、最寄りの北広島教会で「ジンギスカン」に舌鼓を打ちました。

宿泊所の北海道クリスチャンセンターに戻って行なった親御さんたちとの「分かち合い」では、普段の生活でなかなか口にできない胸の内を打ち明け、聴き合えたと思います。原発爆発事故によって飛散した（ている）放射能が、被災地の人々・家族を今も分断し続けていることに胸が痛みます。東日本大震災はまだ終わっていないのだということをひしひしと感じ、これからも被災地のために祈り、仕えていく務めのあることを、強く覚える四泊五日間となりました。

2023年 9月記



第16回親子短期保養プログラムに参加して 「いずみ」協力委員 保科 隆



札幌での保養プログラムに16回目にして初めて参加しました。

二日目の5日（土）の午前中に、広い敷地の北海道大学でのビンゴ大会に参加しました。構内にある、南門、噴水、テニスコート、石像、コンビニなどの写真が大きな紙に、たくさん縦横に写真とともに示されていて、時間内で探し当てたら紙に○をして戻ってくるというものでした。保養参加者家族とスタッフも含めて何組かに分かれて○の数が縦横にいくつビンゴになっているのかを競いました。昨年も同様のビンゴ大会が大学構内で行われたと聞いています。

参加して感じたのは、北海道大学の敷地の広さです。また、その構内に点在する多様なものの存在です。今回、探してくるものの一つは2021年夏の東京オリンピックでのマラソンの選手が大学の構内を走ったので、その40キロ地点の道路に埋め込まれている記念のプレートがありました。それが大学の構内の歩道の片隅にあるのです。探しあててみて分かったことですが、近くには30キロ地点、20キロ地点のプレートもありました。プレートはあると考えて捜さなければ見つかりません。一般道ではなく大学の構内に三か所もオリンピック記念のプレートが歩道にはめ込まれています。敷地の広さだけでなく、構内にこれだけ多様なものがあることにビンゴ大会に参加して気づきました。個人的な感想として、物事を考えるときの広い視野の必要性和、同時に多様なものの考え方を認め合うことの大切さを思いました。

今回の保養は全国的に異常な暑さが続く中で行われました。北海道全体も暑い夏でした。北見市では35度を超えた日があったようです。札幌も暑かったです。全員が福島県内から保養に参加していました。ある方と話をしました。「暑いですね」と言いますと、「北海道にきているというだけで涼しくなります」、保養の意義もそこにあると初めて参加して思いました。

2023年 8月記



フォトライブラリー「第16回親子短期保養プログラム in 北海道」

2023年8月4日～8月8日

おもいっきり（制限なく）遊んで、放射能汚染と コロナ禍で疲れた心と体をリフレッシュ！！！！

これが、ボス
（新庄監督）の
イスかあっ～！



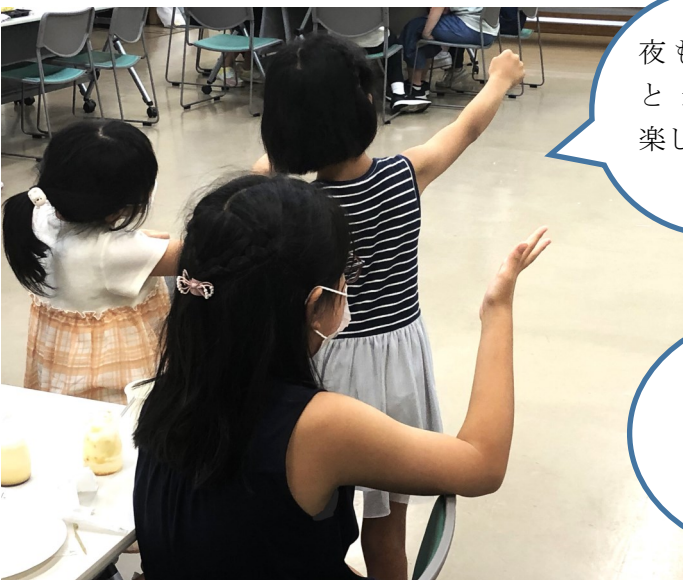
ダンゴ虫 発
見?!おそろ
おそろ...

左上 エスコンフィールド、上 北広島教会にて



ついで
きてね!

下 北海道クリスチャンセンターでの歓迎夕食会にて



夜もみんな
と遊べて
楽しい!!

♪♪♪♪♪

ランラン!!

イス取りゲー
ムはハード
だね～(汗)



心をこめて
食事をご用意
しました

ジンギスカンや
北海道のいい
ものたくさん
食べてね!

「北 広 島
教会」道内
にあるよ!



お世話になったみなさま、ありがとうございました！ いずみ事務局

【寄稿】「こっちはそれどころじゃない」の思考

「こっちはそれどころじゃないんだ。そっちなんとかしてくれ」

2011年3月13日、原発事故を報道する朝刊の一面を避難所で見るとき、はっきりそう思ったことを今でも覚えています。

その頃で既に20年来ずっと原発の集会にもデモにも参加していたし、東京電力の原発PR館前や東北電力ビル前での申し入れでは横断幕も持ったし、この問題に向き合ってきた自分なのに、この大事故に際し「こっちはそれどころじゃない」と、そう思ってしまったのです。

「しばらくここに拠点を置かせてください」と、避難所の町立小学校の駐車場の一角に昨日陣取った北陸地方のテレビ局の中継車は、その日の午後にはもう姿を消していました。

失った家を見に行く。壊れた家の片付けに行く。職場の復旧に行く。行方不明の家族を探しに遺体安置所に通う…。多くの大人は日中にはやるのがたくさんあって出かけて行きます。車は持っていません。夕方に帰ってきて体育館の床の上で体を休めています。

そんな中、「マスクをする」「窓を閉める」「ホコリを十分落としてから屋内に入る」等の注意喚起はされていても、皆も僕も無頓着でありました。

ほとんどの人が放射能については予備知識を持っていない。そして放射能は目に見えない。

「あの日、空を流れてきたプルームから放射性物質が降ったという、怖そうな話だけど、今は、それどころじゃないんです。たくさん降ったという福島の人達は気の毒に思うけど、やはり今は、それどころじゃないんです。」

そしてそれ以上、放射能については考えないようにする。

津波で破壊された町では、どうしても放射能の問題が、関心事としては二の次、三の次になってしまうのです。

同じように予備知識のなかったはずの、内陸部に住む人々が関心を持ち始めたのとは対照的です。

仮設住宅やみなし仮設が出来、1年目、2年目の震災復旧の日々が始まります。

宮城県では内陸部最南端の丸森町の特に筆甫地区で、福島県北部と同様の放射能汚染が確認されました。住民達はすぐに声を上げ、行動し、国と県に対策を講じさせました。

では、宮城県の海側の最南端は？

亶理郡です。山元町と亶理町。自治体も住民も声を上げた人はいませんでした。僕自身も声を上げていません。マイクロシーベルトもベクレルも、一般論以上には特に話題になりませんでした。

でもここは、海側の最南端で福島県新地町の隣町なのです。何にしても新地町と似たような数値であると考えるのが合理的なはず。

ところが「それどころじゃないんです」とつぶやいて放射能のことはそれ以上考えない。

新しい防潮堤が4年目に出来ても、さらに復興が進んでも、「ここはそれどころじゃないんだから」とつぶやいて放射能のことはそれ以上考えない。その思考がそのままずっと続いているのだと思います。

放射能への関心度も相変わらずそのまま、町の雰囲気になっていく。

宮城県亶理町 苦米地 サト口(とまべち さとろ)

さて、亶理郡で本当に声を上げた人はいなかったのでしょうか。

声を上げたいけど上げられない。声を上げただけ小さい声にしかない。不安を語れば復興に水を差すという圧力。不安を述べれば風評になりそうという圧力。12年経って何をいまさらという圧力。せっかく考えないようにしてるのだから蒸し返さないでという圧力。

圧力がそこにあるという雰囲気。

不安を言いだしづらい雰囲気は、確かにあるのです。

声が上がらなかったからといって、不安を抱える人がいなかったことにはなりません。

小さい声はずっと封じられてきたのではないかしら。

「いずみ」さんが亶理郡で検査会を催してくださいました。感謝しています。しかも町立の施設を使ってくださったことで、言い出しづらい雰囲気は、少し払拭されたかなと想像します。

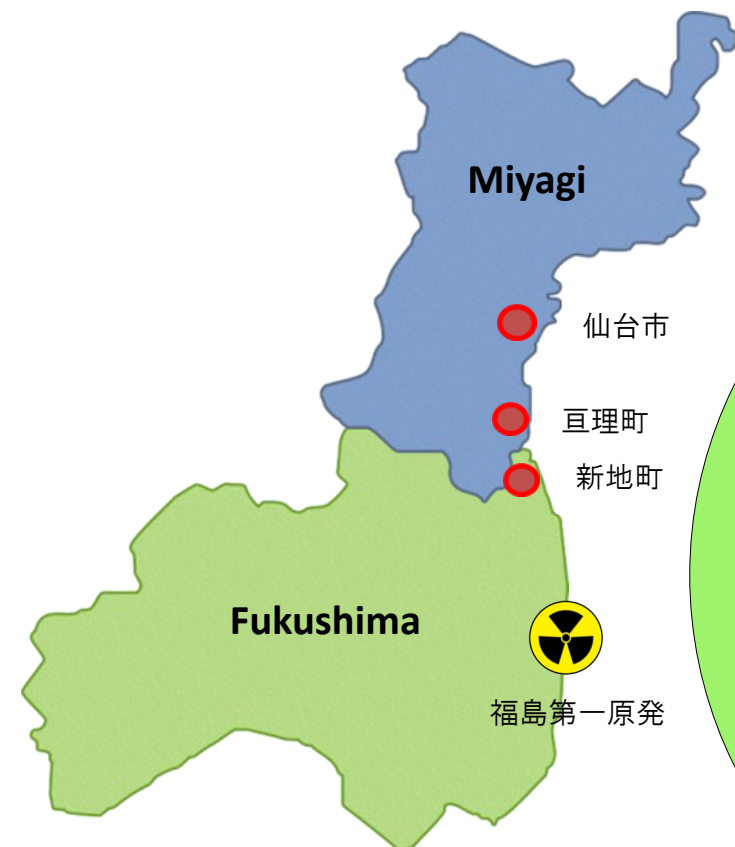
「何をいまさら」という圧力に、ビクビクしながら、オズオズとチラシを配ったのが、僕が今回できたお手伝いのすべてです。

いつまでも「こっちはそれどころじゃない」と言ってはられないはずなのです。

きっと放射能のことを地元で話題にすることでしか、この雰囲気は変えられないのです。

(兼業歌手・介護福祉士・亶理町民)

2023年 8月記



原発事故から12年、はじめて亶理町での甲状腺検査会を実施いたしました(7/29)。

亶理町のある亶理郡は宮城県沿岸部の最南端に位置し、西側には阿武隈山地、東側は太平洋に面し、冬は比較的降雪も少なく温暖な地域です。

ところが、12年前の東日本大震災の地震と津波による甚大な被害の発生以降、町内では放射能への対処は二の次にせざるをえず、不安を胸にしまわざるをえない状況がありました。一見「復興」したようであっても大震災と原発事故の影響はまだまだ続いています。

いずみ事務局

区域外避難者に対する「追い出し裁判」の背景や経緯、現状報告

私は60歳で仕事を辞め、福島県内で田舎暮らしをしていた夫と合流しました。土地を買い、家を建て、鍬で原野を畑にし、無農薬有機栽培で野菜や果物を育て、澄み切った空と美味しい水、楽しい日々。それが一変したのが12年前の原発事故でした。汚染された土で有機農業はできまい、山野草を楽しみにする暮らしはもう無い、孫が生まれたら田舎暮らしを満喫させてやりたかったのに、それも夢、13年間の労苦も家を建てたのも全て無になってしまいました。

原発事故で住民を守る法律は無かった

大衆の被ばく許容限度は1mSv/年であると言われてきました。ところが、原発事故が起きると20倍もの20mSv/年が避難の基準とされ、原発の敷地内で出た放射性廃棄物は100Bq/kgで保管隔離などの厳重な処理を必要とするのに、敷地外だと80倍もの8000Bq/kgに跳ね上がり、除染の基準は外に8時間、家の中に16時間、加えて家の中だと4割に遮蔽されると根拠も示されずに0.23μSv/時になりました。私の土地は放射性セシウムが8万Bq/m²と放射線管理区域の2倍も汚染されましたが、放射線事業者ではないので、基準は適用になりません。



避難者の住まいの問題の発生

「子ども被災者支援法」は避難者の住まいの確保のための施策は国の責務であると定めていますが、替わった政権によって無視され、適用になったのは災害救助法のみでした。災害救助法は古い法律で原発事故対応の規定はありません。2017年3月の区域外避難者への住宅提供打ち切りにあたり、応急救助の時期は過ぎたことが理由にされました。

避難所が閉鎖になった後、自力で住まいを確保できない人のために災害公営住宅が建設されるのですが、それは福島県内のみで、全国に広がった原発事故避難者のためには建設されませんでした。

次に、国家公務員宿舎は激甚災害のとき避難先自治体に無償で使用が許可されます。東京都内で提供された3つの国家公務員宿舎は二つが廃止決定済み宿舎で入居者は避難者のみ。もう一つは新しく、单身者用があったので单身者の多くはその東雲（しのめ）宿舎に入居しました。

区域外避難者への住宅提供が打ち切られる前年（2016年）、都営住宅の避難者向け募集は60歳未満の单身者は応募不可で、世帯持ちでも18歳以下の子どもが3人以上といった要件が厳しく、300世帯の枠があったのに142世帯しか入居できなかったのです。避難を続けたい人々は多くが非正規で働き家賃の高い民間賃貸住宅に移れなくて、2017年4月以降、福島県が財務省に使用許可を得たからと提案した2年限りの有償の“国家公務員宿舎使用貸付契約”を結ばざるを得ませんでした。

左右写真
控訴審第一回弁論期日
仙台高等裁判所前にて（2023年 7月10日）

2年後退去と使用料の2倍の損害金請求

福島県への契約の申し込み手続きはまず概要書面で行われ、後に述べる重要事項を避難当事者が知るのには選択の余地がない段階でした。概要書面では、2倍損害金請求も天災等で第三者に損害を与えたら賠償は入居者という契約書にある文言も抜けていました。契約書は4月になって届き、既に住宅提供の期限を過ぎていて、サインせざるを得ず2年後の退去を迫る文書と使用料2倍の納付書が福島県から届くことになったのです。この世帯は11世帯が該当し、福島県は11世帯の親族に対し、退去に協力しろという文書や戸別訪問までして圧力をかけました。親族の住所を調べるのに福島県は、入居者と自治体を偽り法的根拠として既に適用されてない災害救助法を使いました。11世帯はこのような横暴に耐えかねて東京地裁に福島県を訴えたのです。

一方、この他に福島県との契約をしなかった世帯4人が福島県から退去と家賃分の支払いを求められ福島地裁に提訴されています。私たちが支援する2人は当時体調を崩し働ける状態ではなく、申し込みはしたものの家賃支払いに不安を覚え、契約書にはサインできなかったのです。そもそも、福島県と契約せず、国家公務員宿舎は福島県の所有物でもないので福島県の原告適格は疑問です。一審では公平公正な審理ではなかったのが仙台高裁に望みをつないだのですが、即日結審になってしまいました。



『国内避難民』に住まいの権利は

認められている

福島県の裁判での主張は単なる住まいの賃貸借契約の問題に矮小化しています。しかしこれは原発事故避難者の住まいの権利の問題なのです。原発事故被害者をどう救うのか法律がなく、避難者の意見を聞かず実態調査もなく適切な施策がない中で生じた問題なのです。原発事故避難者には何等の責任もありません。

1998年国連人権理事会は「国内避難民に関する指導原則」を採択しました。この指導原則では国内避難民の住まいの権利を認めています。2017年ポルトガルから、福島原発事故の全ての被災者に国内避難民に関する指導原則を適用すること、という勧告が出され、日本政府はこの勧告を受け入れてフォローアップすると回答し、2020年1月に復興庁が各都道府県の避難者支援担当部署に参考とするよう周知したと国連人権理事会に報告しました。これは2枚舌です。同年3月に福島県は追い出し裁判を提訴しています。私たちの“避難者の住まいの権利を”との主張は国際的にみれば当然のことなのです。

原発事故を引き起こした責任は国にもあり、加害性を有する国が避難者の権利を擁護せず、まして、避難者を支援すべき福島県が避難者を路頭に放り出すような裁判を起こすなんてあっていいはずがありません。ろくな審理もしようとしない司法、避難者を訴えた福島県、ポーズだけの国に対し抗議の声を共にあげていきましょう。

2023年 9月記

避難者の住宅追い出しを許さない会
公式ウェブサイト

<https://masa2616.wixsite.com/website>

人権問題としての原発事故被害と

国連特別報告者の指摘

原発事故と人権の関係性について、読者の皆さんはどのように考えておられるでしょうか。事故現場となった日本の国内では、どうやって除染や廃炉を進めるのか、または放射性廃棄物をどのように処分するのかなど、「技術的な問題」として語られがちな原発事故被害ですが、世界の国々が集う国際連合（国連）では、「事故被害者の人権を脅かす問題」として議論が続けられてきました。

特に加盟国の人権問題を専門的に扱う国連人権理事会（以下、人権理事会と略）では、事故被害者の健康に対する権利や、原発事故避難者の自己決定権を尊重すべきであるとの見解が、繰り返し他の加盟国から日本政府に対して表明されています。そのなかでも現在特に注目を集めているのが、人権理事会が任命した「国内避難民の人権特別報告者」という資格をもつ専門家が、今年5月に公表した報告書のなかの次の文章です。

特別報告者は、国内避難民がその生命や健康がリスクにさらされる恐れのある場所に不本意ながら帰還することを予防する対策がとられないまま、公的な住宅から国内避難民を立ち退かせることは、国内避難民等の権利の侵害であり、いくつかの事例では強制退去に相当すると考える。公的な住宅を必要とし続けているのは、他の場所に引っ越す手段をもたない世帯が主であることから、立ち退かせることは貧困とホームレス化の可能性、または放射線による被ばくや基本的なサービスの欠乏が懸念されるにもかかわらず避難元のコミュニティに帰還するか、のいずれかの選びようのない選択を迫ることになる（報告書第69段落、下線は筆者による）。

1-2 なぜ国際人権法を参照する必要があるのか

○被ばくを避ける権利を保障する災害法制度の不在

原発事故に対応するための救助法は存在しなかった
低線量、内部被曝を想定した長期にわたる避難を想定せず
「法の欠缺（けんけつ）」

→上位規範である国際人権法・憲法を参照する必要性

日本国政府の法的義務を確認するために

○国内避難民としての避難者の権利保障を求める国際世論

日本政府も避難者を国内避難民として認識
2022年9月～10月
国内避難民の人権特別報告者の訪日調査

権利の侵害としての

原発避難者「立退き訴訟」

ここで「国内避難民」と表現されているのは、原発事故によって福島県から他の地域に避難をした、いわゆる「原発避難者」です。原発避難者の権利が保障されているかについて、特別報告者は2022年に日本での現地調査を行いました。その調査の最終報告書の一部に、上記の文章が含まれていたのです。

原発事故による福島県からの避難者数（福島県内の他の地域への避難者を含む）は、登録されているだけで、最も多かった2012年5月時点には16万4,865人にのぼりました。この避難者のなかには、政府による避難指示が出されたために強制的に避難を強いられた「避難指示区域内避難者」に加えて、避難指示が出なかったものの、汚染を受けた地域から避難をせざるをえなかった「避難指示区域外避難者」（いわゆる「自主」避難者）も含まれています。

3-1 国内避難民に関する指導原則（1998年） と人権理事会における勧告（2017/2023年）

○1998年「国内避難民に関する指導原則」

国連人権委員会が採択した非拘束的国際文書
2005年の国連総会決議である「サミット成果文書」第132段落
加盟国は「国内避難民に関する指導原則を、国内避難民の保護のための重要な国際枠組みとして認識すると共に、国内避難民の保護を増加させるための効果的な方策をとることを決意する」ことを表明

○本事業に関係する原則

原則①②差別の禁止

原則③人道的援助を提供する国内当局の義務と、援助を要請・享受する
避難民の権利

原則④⑤移動の自由と居住地選択の自由

原則⑥適切な生活水準に対する権利

原則⑧国内避難民の意思並びに自己決定権の尊重と参加の確保

ところが、事故から6年経った2017年3月には、「区域外避難者」が避難を続けるうえで「頼みの綱」としていた住宅支援が打ち切られ、多くの人々が追いつめられることになりました。避難によって仕事や家族、安定した生活を失った人々や、心身に不調を抱える人々など、困難を抱えて引っ越しができない世帯であっても、支援策として入居を許されていた公務員住宅等からの立退きが求められただけでなく、他の選択肢がなく居住を続けた世帯には家賃の2倍が請求されるといった事態が発生したのです。

さらには福島県が、入居を続ける避難者世帯を相手に「立退き訴訟」を起こしました。東京都への避難者の事例では、2022年に出された福島地裁判決では被告となった避難者の主張は認められず、翌2023年7月の仙台高裁での控訴審では、第1回審理のみで即日結審とされる事態が発生しています。本来であれば、困難を抱えた住民の支援を担う行政が、追い詰められた避難者を訴えるという事態を重く見た人権理事会の特別報告者が、さきほどの文章を報告書に記したのです。

国際人権法が保障を求める避難者の権利

引用した報告書の文章には、「不本意ながら帰還することを予防する対策がとられないまま、公的な住宅から国内避難民を立ち退かせることは、国内避難民等の権利の侵害」と書かれていました。この報告書は全部で102の段落から構成されていますが、「権利の侵害」という踏み込んだ表現が使われているのは、この段落だけです。それほどまでに、この「立退き訴訟」による人権侵害が深刻であることを反映していると言えます。

立退きが難しい個別事情を有する避難者に対して、「支援の打ち切りを受けて立ち退いた人もいる」「他の人は自立して頑張っているのに、かえって不平等ではないか」という意見が寄せられることもあります。しかし報告書全体を読むと、一部の人々を特別扱いするべきという議論ではなく、自ら帰還を選択しない避難者が存在するうちは、避難指示区域内外の区別なく避難継続を希望する避難者全員に対して、今後も支援を継続することが避難者の権利の保障であることを明確に示しています。

原発事故被害の長期化を踏まえると、原発事故後の人権保障とは、避難を続ける人、帰還した人、事故後も居住を続けた人、福島県外の汚染を受けた地域の人、いずれの立場の人に対しても政府は必要な支援を長期間続けること、そしてその際には被害を受けた当事者の自己決定権を尊重することを求めているのです。特別報告者の訪日調査の実現も、多くの市民の働きかけによって実現しました。厳しい状況にあるからこそ、国際人権法にその根拠をもつ権利の保障を、私たちが日本政府に粘り強く求めていくことが、今こそ必要なのです。

2023年 9月記

12 p、13 p スライド

「国際人権法の専門家が鋭く問う講演とつどい」 仙台集会
著者発表資料より抜粋（2023年8月27日）

<https://www.youtube.com/watch?v=w5em59VxbFI>

「子ども脱被ばく裁判」と「避難者住宅追出し裁判」に通底すること

す み お 今野 寿美雄「子ども脱被ばく裁判」控訴人代表の意見陳述(7/31)から



写真提供…「子ども脱被ばく裁判」を支援するみやぎ連絡会
2023年7月31日 仙台高裁前にて

7/31 結審期日を傍聴して

東北教区放射能問題支援対策室いずみ 服部賢治

2023年7月31日、「子ども脱被ばく裁判」の2つの訴えのうちのひとつ、国賠訴訟(親子裁判)の第7回口頭弁論が仙台高裁で行われ、結審しました。

今野寿美雄さんの弾丸のような、強い憤りがこめられた意見陳述を聞きながら、石栗正子裁判長の表情を見ていると、書面の切れ目で一瞬、陳述者に視線を移したほかは手元の文面を追うような様子でした。

一方、裁判長のすぐ隣の女性陪審は困惑したような表情が裁判長のそれとは異なり対象的でした(文意に困惑してそれを隠すことができないようでした)。

ところが、判決時の要旨説明を、という要望を光前幸一弁護士が伝えたところ、裁判長は一瞬表情が変わり、心中、波打つ様子だったように見えました。

彼らなりに酷いことをしていること。もしくは、やることが快く受け入れられていないことが痛み、もしくは、違和感として明確に感じざるをえなかった法廷＝彼ら自身が裁かれた瞬間ではなかったでしょうか。

12月18日(月)15時 判決言い渡し

署名ご協力のお礼～968筆ものお志と祈りが判決に反映しますように

「いずみ」から、みなさまにお願いしていた仙台高裁への「子ども脱被ばく裁判への公正な審理と判決を求める」署名について、なんと、968もの多くの筆数が寄せられました。直接、裁判の会にご提供された方、団体もあったことでしょう。原告親子や弁護団への応援、期待の大きさ、いえそれよりも、この裁判が子どもたちや将来世代のために負けられない、ことを海外や全国各地からご理解いただいたことの証左だと思われます。ありがとうございました。

次回、いよいよ控訴審判決です。“地獄”の日々の中から声を上げ、孤立を恐れず、走り続けてきた原告、弁護団をお支えください。みなさまの伴走をどうかよろしく願いいたします。

控訴人意見陳述

「子ども脱被ばく裁判」控訴人代表 今野寿美雄

控訴人を代表しまして、意見陳述をします。忌々しい原発事故から12年、国や県の情報隠蔽、避難の権利や選択の問題を取り上げたこの裁判提訴から8年がたちました。

しかし、国や県は、自分たちの過ちを認めず、何の反省もないまま、次の原発事故に向かって突き進んでいるようにしか思えません。

福島地裁、仙台高裁の判決は、国や県の言いわけを丸呑みし、現状にお墨付きを与えるだけで、「裁判所が子ども達を護ってやるぞ!」という気概は、どこにも感じるできませんでした。

昨年、原発避難民の人権状況の調査に来られ、福島にも足を延ばして下さった国連人権理事会の特別報告者セシリア・ヒメネス・ダマリーさんは、この5月に、私たちが問題にしてきた国や県の事故情報の隠蔽等の問題について、次のような勧告を日本の政府にされました。

「震災当初、SPEEDI 放出データの公表の失敗、避難区域を正当化する情報の欠如、事態の深刻さを軽視する試みは、市民が十分な情報を得た上で避難を決定することを妨げ、放射線に関する政府の情報に対する信頼を損なった。」「政府が放射線に関して住民を安心させるための情報ではなく、中立的な科学的情報を提供するように勧告をするとともに、空間放射線量のモニタリングと公表を継続し、これを土壌放射線量にも拡大するように勧告する。国民の信頼を回復するために、当局は市民の懸念に耳を傾け、それに応える努力を拡大し、市民のフィードバックに基づいて情報提供を調整しなければならない。」

外国の人には、日本のおかしさがはっきり見え、はっきり言ってくれているのです。

原発事故当時、福島県内に住んでいた18歳以下の子どもから、分かっているだけでも、300人を超える小児甲状腺がんが発症しています。

しかし、国も県も、放射能とは関係ないと言って、この現実を放置し、加害者は護るが、被害者を護らない政策をとっています。

追加実効線量年20mSvでの避難区域の指定解除、県外にやむをえず避難した人に対する住宅支援の打ち切り等、被ばくの強要等の重大な人権侵害が堂々に行われています。誰が、こんな国にしたのでしょうか。

これまでの判決は、これらの人権侵害を助長している事になります。法の番人である裁判所が憲法を活かそうとしないのでは司法は死んだと言わざるをえません。三権分立ならぬ三権連立、寄せ鍋状態です。せめて、国連のセシリア・ヒメネス・ダマリーさんの認識をもって、はっきり、日本の現状を叱ってください。

今、司法が憲法を守り、行政を正す判断をしなければ、日本の未来はありません。日本でも、「こども基本法」がようやく成立し、今年の4月から施行されました。しかし、子ども達は子ども達だけでは自分を護れません。子ども達を護るのは、私達大人の責任、義務です。子ども達を護りたいと思うのは全ての親が思う当たり前のことです。当り前の日常を子どもたちにプレゼントしたいのです。裁判所には、私たちの期待する判断をして頂きたいと切に願ひまして、意見陳述とします。ご清聴ありがとうございました。

以上

2023年7月31日

控訴審(仙台高裁)第7回期日